

蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、保育所、認定こども園又は小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）の新設、修理、改造又は整備に要する経費並びに保育所等の防音壁の整備及び保育所等の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために交付するものとし、もってこどもを安心して育てることができる体制の整備を促進することを目的とする。

(交付の対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、社会福祉法人、学校法人、社会福祉法人設立と保育所等設置を同時に行うための準備をしている団体で市長が認めたもの並びに公益社団法人及び公益財団法人とし、交付の対象となる事業は、これらの者が実施する次に掲げる交付要綱（以下「国県交付要綱」という。）に規定する施設整備事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付こ成事第466号）
- (2) 愛知県子育て支援対策基金事業費補助金交付要綱（平成30年7月13日付30子支第437号）

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、国県交付要綱の規定により算定した額を基礎とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

ない。

- (3) 補助事業が計画期間内に完了しないことが見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）のほか、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 民間保育所等整備事業費補助金算出調書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書（見込み）
- (4) 工事請負契約書等の写し
- (5) 建築確認通知書の写し
- (6) 配置図、平面図及び立面図

(変更交付申請)

第 7 条 補助金の交付決定後の諸事情により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、補助金の交付を受けようとする者は、蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金変更交付申請書（第 2 号様式）のほか、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 民間保育所等整備事業費補助金算出調書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書（見込み）

- (4) 工事請負契約書等の写し
- (5) 建築確認通知書の写し
- (6) 配置図、平面図及び立面図

(交付決定)

第8条 市長は、第6条に規定する交付申請書又は前条に規定する変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行わなければならない。

第9条 市長は、前条の規定による交付決定又は決定の変更があったときは、補助事業者に対し蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)又は蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知しなければならない。

第10条 前条の規定による交付決定の通知を受けた補助事業者(以下「補助決定事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、当該補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第12条 補助決定事業者は、補助事業が完了したときは、蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金実績報告書(第5号様式)のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 民間保育所等整備事業費補助金精算調書
- (2) 収支決算書
- (3) 竣工図
- (4) 施工写真
- (5) 各室面積表
- (6) 工事費費目別内訳書

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金額の確定)

第 13 条 市長は、補助金の額が確定した場合には、補助決定事業者に対し、蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付額確定通知書（第 6 号様式）により、速やかに確定の通知を行わなければならない。

（補助金の請求）

第 14 条 前条の規定による確定通知を受けた補助決定事業者は、蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付請求書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の経理）

第 15 条 補助決定事業者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（雑則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 12 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

補助事業者

氏名

（団体の場合は所在地、団体名及び代表者名）

蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 名	民間保育所等整備事業
交 付 申 請 額	金 円
補助事業の開始年月日 及び完了予定年月日	開 始 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	1 民間保育所等整備事業費補助金算出調書 2 事業計画書 3 収支予算書（見込み） 4 工事請負契約書等の写し 5 建築確認通知書の写し 6 配置図、平面図及び立面図

第2号様式（第7条関係）

蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

補助事業者

氏名

（団体の場合は所在地、団体名及び代表者名）

事業計画を変更したいので、蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 名	民間保育所等整備事業
当初交付申請（決定）額	金 円
変更後交付申請額	金 円
変更による増減額	金 円
変更の内容及び理由	
添 付 書 類	1 民間保育所等整備事業費補助金算出調書 2 事業計画書 3 収支予算書（見込み） 4 工事請負契約書等の写し 5 建築確認通知書の写し 6 配置図、平面図及び立面図

第3号様式（第9条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された、 年度蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金の交付申請に対し、下記のとおり補助金を交付することを決定したので通知します。

蒲郡市長

記

交付決定額 金 円

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出された、 年度蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金の変更交付申請に対し、下記のとおり補助金を交付することを決定したので通知します。

蒲郡市長

記

1	交付決定額	金	円
2	既交付決定額	金	円
3	差引増減額	金	円

第 5 号様式（第 1 2 条関係）

蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

補助事業者

氏名

（団体の場合は所在地、団体名及び代表者名）

蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 名	蒲郡市民間保育所等整備事業
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
文 書 番 号	蒲 第 号
補助事業の開始年月日	開 始 年 月 日
及び完了年月日	完 了 年 月 日
補助金交付決定額	金 円
添 付 書 類	1 民間保育所等整備事業費補助金精算調書 2 収支決算書 3 竣工図 4 施工写真 5 各室面積表 6 工事費費目別内訳書

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付額決定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度蒲郡市民間保育所
等整備事業費補助金については、下記のとおり確定する。

蒲郡市長

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 円 |

第 7 号様式（第 1 4 条関係）

蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金交付請求書

年 月 日

蒲郡市長 様

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、団体名及び代表者名）

年度蒲郡市民間保育所等整備事業費補助金として、下記の金額を請求します。

記

金

円